

入札(見積)・契約等の心得

※なお、随契(見積)の場合は、下記にある「入札」は「見積」と置き換えてお読みください。

苫小牧市が発注する物品購入等の契約に係る入札については、苫小牧市契約に関する規則その他法令に定めるもの及び指名通知書に規定するもののほか、次に定めるところによるものとする。

1 入 札

- (1) 入札は、入札通知書に記載した日時場所にて行います。指名通知を受け取らなかったとき、入札時間に遅れたときは、入札に参加できませんので注意してください。
入札参加者は、入札通知書の記載事項をよく読み、規定事項を遵守してください。
- (2) 入札保証金は、必要と認め通知した場合を除き、免除とします。
- (3) 入札書は、所要事項を記入し、「〇〇入札書在中」と記載した封筒に入れ、封印の後、指定の場所に提出してください。※2回目の入札には封筒は必要ありません。
- (4) 代理人による入札は、当該入札の執行前に委任状を提出してください。委任状は入札1件ごとに1部必要です。
入札参加者又はその代理人が、当該入札に対する他の入札参加者の代理人をすること、及び地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の規定に該当する者を代理人とすることはできません。
- (5) 代理人による入札書には、入札人の住所氏名のほか、代理人の住所氏名を記載し、代理人の印のみ押印してください。
- (6) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- (7) 消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)の改正等によって消費税及び地方消費税の額に変動が生じた場合は、契約金額の相当額を加減します。ただし、国が定める経過措置等が適用され、消費税等額に変動が生じない場合には、当該経過措置等の取扱いに従うものとします。
- (8) 入札人は、一度提出した入札書の書き替え、引き替え、又は撤回することができません。
- (9) 次の一に該当する入札は、無効となります。
 - ア 入札保証金の不足する者のした入札
 - イ 入札書に入札人又は代理人の記名、押印のない入札
 - ウ 同一人が2以上の入札をした入札
 - エ 入札書の記載金額を加除訂正した入札
 - オ 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札
 - カ 郵便又は電報による入札で所定の日時までに到着しなかったもの
 - キ 入札人が同一事項について他の入札人の代理をしたときの双方の入札

- ク 代理人が2以上のものの代理をしていた入札
- ケ 入札の資格のない者がした入札
- コ 入札に関し不正行為のあったものの入札
- サ その他苫小牧市契約に関する規則で定める入札に関する条件に違反した入札

- (10) 開札の結果、最低入札金額が予定価格を超えるときは、直ちに再度の入札を行います。
入札回数は、原則として2回とします。落札者がいないときは、随意契約をすることができます。
- (11) 落札者は、予定価格の範囲内で入札した者のうち最低価格をもって入札した者とします。ただし、最低制限価格を設定した場合は、最低制限価格を下回る入札があった場合は、失格とします。
なお、落札となるべき同価格の入札者が2以上あるときは、くじ引きで落札者を決定します
くじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせます。
- (12) 入札執行者が入札を公正に執行することができないなど、特別の事情があると認めるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがあります。
- (13) 入札参加申請をした者、又は指名通知を受けた者は、入札執行完了に至るまでの間、いつでも入札を辞退することができます。
辞退しようとするときは、市契約課ホームページより所定の様式(辞退届)をダウンロードし、文書で提出しなければなりません。
万が一、事前連絡なく入札に参加しなかった場合は、所定の措置を行う場合があります。
事前連絡をした場合の辞退については、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはありません。
 - ① 入札執行前にあつては、辞退届を提出してください。
 - ② 入札執行中にあつては、辞退届又はその旨を記載した入札書を直接入札執行者に提出してください。

2 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはなりません。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意志についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければなりません。
- (3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

3 契約保証金

落札者は、契約保証金の納付を免除された場合を除き、契約の締結前に契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければなりません。

4 契約の締結

落札者は、落札した日の翌日から起算して7日以内に契約を締結しなければなりません。

5 入札日における入札会場への参集時間

入札開始前に委任状の審査、出欠の有無の確認等を行いますので、入札参加者は、入札開始時間の10分ほど前までに入札会場に参集するようお願いします。